

【令和3年度】沖縄労働局長がベストプラクティス企業への職場訪問を実施しました。

趣旨

「過労死等防止対策推進法」では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

沖縄労働局(局長 西川 昌登)では、この取組の一つとして、沖縄労働局長が働き方改革や長時間労働の削減等に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、その取組などについて、各企業においても参考にしていただくべくご紹介を行っています。

訪問日：令和3年12月3日（金）

訪問企業 株式会社技建

本社所在地	南城市大里字古堅1206番地3
代表者	代表取締役社長 津波古健二
従業員数	95人（2021年12月現在）
資本金	7,200万円
業務内容	生コンクリート・コンクリート二次製品の製造及び設計・販売



訪問概要

事業場における取組状況についてご説明を受け、意見交換の後、実際の職場での作業風景を見学させていただきました。



取組状況

○ 取組方針

- 働き方を見つめ働く環境を整備することで残業時間を減らし、社員の定着率及び健康の維持を図る。

○ 時間外労働の削減に向けた取組み

- 時間外労働の実績と残時間数を総務部と各部門長で共有し、定時退勤を推進。
- 各作業班のマルチタスク化を図るとともに、正副担当者を選任し、時間外労働の平準化を実施。

○ 生産性・効率性を上げるための取組み

- 発注のタイミング、納品時期を顧客に提示する提案型営業により、円滑な生産管理、納品に努める。
- ISOの仕組みを活用しながら 計画的な操業、工程管理の推進を実施。
- 現場の施工進捗管理に関してOA化を図り、報告事務の簡素化を推進。

○ 従業員との円滑な意思疎通に向けた取組み等

- 経営者自ら、残業時間を減らすとの強い方針を示すとともに、部署ごとに企画したレーション費用の援助などを行い、定着率の維持（新卒者の入社後3年以内の退職者ゼロ（直近15年間）、精神疾患などの健康障害での休職者、退職者ゼロを継続）。
- 定年65歳制であるが、継続希望者については70歳までの雇用を実施。
- 次年度以降の早期の取組みとして、公共工事の繁忙期を除く4～7月に、所定休日の増を計画。